

第1節 目的条文等

目的条文（正式には「**目的規定**」というが、社労士試験の慣例にしたがって、以下では「**目的条文**」と呼ぶ）は、ほぼ毎年、選択式問題に出題されるので、出題されたら必ず解けるようにしておきたい。

およそ昭和30年代以降に制定された法律では、その第1条に目的条文が置かれていることが普通である。ここでは、最低賃金法で目的条文の読み方を練習してみよう。

【最低賃金法第1条】（目的）

この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。〈H24選〉

〔目的条文のルール〕

目的条文は、①手段、②目的、③究極の目的、の順で書くのが基本である。

①手段	賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより
↓	
②目的	労働条件の改善を図ること
↓ もって	
③究極の目的	・労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資する ・国民経済の健全な発展に寄与する

つまり、企業内という狭い世界においては、「**労働条件を改善させること**」が目的であるが、究極の目的としては、

- (1)最低賃金額を保障することによって、
- (2)労働者の生活が安定することになり、
- (3)労働力の質的向上が期待され、
- (4)事業の公正な競争を促すことになる。

↓ そうすれば、

(5)国民経済が健全に発展するだろう、
という理想・理念を述べている。

昭和30年頃前に作られた法律には、例えば、労働基準法のように目的条文が存在しない法律もあるが、昭和30年代以降に作られた法律には、ほぼ目的条文があるので、この目的条文の基本的ルールを知っていれば選択式対策にもなる。

ただし、昭和44年制定と比較的新しい法律である「労働保険の保険料の徴収等に関する法律（労働保険徴収法）」の第1条のように目的がまったく書かれておらず、その法律の趣旨だけが書かれていることがあり、これを「**趣旨条文**」と呼ぶ。

* 令和2年度本試験では、択一式に労働保険徴収法第1条の趣旨条文が出題された。